

建設工事総合評価方式入札における
男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス評価について

1 現状

世田谷区建設工事総合評価方式入札の令和4年度の試行開始以降、現時点までの実施分において公契約評価点の「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス評価」の対象としている以下の認定について申告を行った入札参加者はおらず、評価を行った事例がない。

種 別	くるみん認定	えるぼし認定	東京ライフ・ワーク・バランス認定
概 要	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定基準を満たした企業を子育てサポート企業として認定。	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定基準を満たした企業を女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業として認定。	生活と仕事の調和の実現に向けて優れた取り組みを行っている企業を認定。(常時雇用労働者300人以下が対象)
実施主体	厚生労働省	厚生労働省	東京都

要因として各認定基準の難易度のほか、以下の通り認定取得へ向けた着手から認定まで一定期間を要すること等が考えられる。

くるみん認定

- 策定する一般事業主行動計画の期間が2年以上5年以下であることが必須となっており、計画期間の終了後に達成状況を評価する仕組みであるため、計画策定から取得まで最短でも2年の期間を要する。

くるみん認定・えるぼし認定

- 一般事業主行動計画は、常時雇用する労働者数101人以上の企業は策定・届出、公表・周知が義務となっている(100人以下の場合は努力義務)が、区との工事契約事業者の8割超は100人以下であり、総合評価方式試行開始時にすでに同計画の策定等を行っていた事業者は多くないと考えられる。

東京ライフ・ワーク・バランス認定

- 認定申請時期が毎年4月頃からの約2か月間に限られている。
- 過去2年度分の取り組み実績が必要。

2 見直しの方向性

くるみん認定及びえるぼし認定の申請の前提となっている一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知は、常時雇用する労働者数101人以上の企業の義務となっており、100人以下の企業は努力義務となっている。

このことから常時雇用する労働者数が100人以下の企業については、各認定の掲げる理念の実現に向けた取組みについて評価することとし、同計画を策定し都道府県労働局へ届出たことを新たに評価の対象とする。

区と工事請負契約を結ぶ企業の8割超は常時雇用する労働者数が100人以下の企業であることから、これにより入札参加者による「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス評価」申告の増加が期待できる。

なお、常時雇用する労働者数が101人以上の企業については、同計画の届出は評価対象とせず、引き続き各認定の取得を評価する。

現行	見直し案
以下の認定を受けている数进行评估 ・東京都ワーク・ライフ・バランス認定 ・えるぼし認定 ・くるみん認定	以下の認定等の該当数进行评估 ・東京都ワーク・ライフ・バランス認定 ・ <u>「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の届出(常時雇用労働者数100人以下企業のみ評価)又は えるぼし認定</u> ・ <u>「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の届出(常時雇用労働者数100人以下企業のみ評価)又は くるみん認定</u>

※総合評価方式での一般事業主行動計画の届出の評価は大分県、秋田県、広島市、大阪府豊中市、千葉県佐倉市などでも実施されている